

# 海南市いじめ防止基本方針

平成26年 3月  
海南市教育委員会

## 目 次

はじめに .....	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	
1 いじめの定義 .....	2
2 いじめの防止等に関する基本姿勢 .....	2
3 いじめ防止基本方針の考え方 .....	2
第2 いじめの防止等のための教育委員会の取組	
1 いじめの的確な実態把握 .....	3
2 海南市いじめ防止基本方針 .....	3
3 学校（教職員）への指導と助言 .....	3
4 学校並びに関係機関との連携等 .....	3
5 いじめへの対処 .....	3
6 家庭・地域との連携等 .....	3
第3 いじめの防止等のための学校の取組	
1 いじめの未然防止 .....	4
2 学校いじめ防止基本方針 .....	4
3 学校対策組織 .....	4
4 いじめへの対処 .....	4
5 家庭・地域との連携等 .....	4
第4 重大事態への対処	
1 学校の対処 .....	5
2 教育員会の対処 .....	5
第5 いじめ問題の調査並びに取組の評価・検証 .....	5
(資料)	
・問題行動報告書（様式） .....	7
・いじめ防止対策推進法 .....	8

## はじめに

いじめは、人として決して許されない行為であり、子どもの心や体を深く傷つける人間の尊厳、人権にかかわる重大な問題であり、断じて許されない行為です。そのため、全国で発生したいじめ重大事件を教訓に、子ども一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが必要です。いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得ることであり、被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、子どもの尊厳が守られなければならないという基本的な認識に立ち、常にこの問題を厳しく受け止め、一人の犠牲者も出さないという強い意志を持ち、学校・教育委員会と家庭、地域とが連携して、いじめ対応の基本姿勢を共有し、密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

学校では、すべての子どもが、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心して安全に生活し、共に学び合う環境や居場所づくり、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行い、子ども相互の絆を深め、一人一人が集団の一員としての自覚や自信を育むことで、互いを認め合える人間関係・学校風土が構築されることを期待しています。

同時に、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて周知を図り、平素から共通理解を図っていくことが大切となります。日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成し、いじめの未然防止と早期解消に取り組む流れをつくっていくことが求められます。しかしながら依然として、いじめは憂慮すべき状況にあることには変わりありません。次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長するために、教育に携わる者すべてが、いじめの問題に対する基本認識を共有するとともに、取組を充実することが不可欠です。

そこで、海南市教育委員会として、学校支援のための取組、保護者地域支援のための取組、関係機関等との連携について、この度、海南市いじめ防止基本方針を示すこととしました。子どもが安心して学び、保護者が心から子どもを通わせたいと願い、子ども、保護者、地域から信頼される学校並びに幼稚園、教育委員会の実現を目指し、積極的にいじめ問題についての対策に取り組んでいく所存です。

平成26年 3月31日制定

海南市教育委員会  
教育長 西原孝幸

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

## 1 いじめの定義

法第2条において、いじめとは、

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

と定義されている。また、具体的ないじめの態様については、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 2 いじめの防止等に関する基本姿勢

- (1) いじめは、人として決して許されない行為であり、子どもの心や体を深く傷つける人間の尊厳、人権にかかわる重大な問題であり、断じて許されない行為であるという一貫した姿勢を貫く。
- (2) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるという認識をもつ。
- (3) 日頃から子どもが発する危険信号を見逃さず、子どもや保護者の訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。
- (4) いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織的に対応する。

## 3 いじめ防止基本方針の考え方

- (1) 教育委員会、学校並びに関係機関等がいじめに対する基本姿勢を共通認識するとともに、連携を密にし組織的にいじめ問題を解決する。
- (2) 全ての学校の教職員が、いじめに対する危機意識を常にもち指導にあたる。
- (3) いじめの未然防止のために、共に学び合う環境や居場所づくり、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- (4) いじめの未然防止、早期発見・早期対応のため、保護者や地域への啓発等を行う。
- (5) 日頃からいじめの小さなサインを見逃さず、いじめの早期発見に努め、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、児童生徒の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。
- (6) いじめ問題にかかわる事実関係の究明にあたっては、当事者だけでなく、保護者や周囲の児童生徒等からの情報収集をするなど、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、いじめ問題の早期解決に努める。
- (7) いじめが発生した場合、事実確認を行うとともに、まず被害者側の児童・生徒並びにその保護者との連携を十分に図る。また、問題が解決したとしても長期的な見守りを組織的に継続する。
- (8) いじめの重大事件を教訓として、児童生徒の特性を踏まえた実効性のある取組を行う。

## 第2 いじめの防止等のための教育委員会の取組

### 1 いじめの的確な実態把握

- (1) 教育委員会は、学校と連携し、いじめの早期発見に努める。
- (2) 教育委員会は、学校において年間を通じて定期的の実施したいじめの実態調査をもとに、いじめの疑いの事例も含めていじめについて確実に把握する。
- (3) 教育委員会は、学校がいじめを認知した場合、教育委員会への連絡を徹底させ、実態を的確に把握する。また、学校からの「事故等報告書」の提出により、いじめ事案発生から解決に向けた取組の詳細を把握する。
- (4) 教育委員会は、各学校から毎月提出される「児童生徒の問題行動等生徒指導上諸問題に関する調査」を確認し、各学校の動向を定期的に把握する。

### 2 海南市いじめ防止基本方針

- (1) 教育委員会は、「海南市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図る。
- (2) 教育委員会は、「海南市いじめ防止基本方針」の適宜改定を行い、その都度、学校等に周知する。
- (3) 教育委員会は、毎年度当初、「海南市いじめ防止基本方針」について、学校等に説明する。

### 3 学校(教職員)への指導と助言

- (1) 教育委員会は、教職員対象に研修を実施し、児童生徒の理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応並びに保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図る。
- (2) 教育委員会は、学校がいじめと認知したケースについては、学校と教育委員会が情報を共有し、個々のいじめの状況を的確に把握する。また、対応状況については、継続観察と必要に応じた指導を行う。
- (3) 教育委員会は、学校が常にいじめの有無を確認するよう、また、いじめを認知した場合には初期段階から速やかに対応するよう指導する。

### 4 学校並びに関係機関との連携等

- (1) 教育委員会は、学校が実施するいじめの防止等のための活動を積極的に支援し、学校並びに関係機関等との連携を図り、本市におけるいじめの防止等に向けた取組を推進する。
- (2) 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめについては、和歌山県教育委員会並びに和歌山県警察本部等の専門機関と連携して対策を講じる。
- (3) 教育委員会は、専門機関等と連携して、いじめの防止等に関わる研修を企画・実施する。
- (4) 教育委員会は、いじめ問題の解決のために、関係部局・機関と適切な連携協力を図る。

### 5 いじめへの対処

- (1) 教育委員会は、学校、保護者、関係機関等との連携を図り、いじめ問題解決に取り組む。
- (2) 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の出席停止を命じることがある。
- (3) 教育委員会は、いじめが複数の学校に関係する場合には、学校相互間の連携協力の調整を行う。
- (4) 教育委員会は、学校教育課内にいじめ対策チームを設置し、いじめの対処を行う。
- (5) いじめ対策チームは、学校教育課指導主事、スクールソーシャルワーカー、青少年センター指導員等により編成する。

### 6 家庭・地域との連携等

- (1) 教育委員会は、学校とPTA、地域の関係団体等がいじめ問題について考える機会をもつよう指導する。
- (2) 教育委員会は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談体制等についての啓発を行う。

# 第3 いじめの防止等のための学校の取組

## 1 いじめの未然防止

- (1) 学校は、児童生徒にとって学校生活に楽しさと充実感が得られるような教育活動を推進することがいじめの未然防止につながるとの認識のもと、全校的な取組に努める。
- (2) 学校は、児童生徒が安心して魅力ある学校生活を送ることができる学校経営、学級経営に努める。
- (3) 学校は、全ての教育活動を通じて道徳教育を充実する。
- (4) 学校は、児童生徒自らがいじめ問題に気づき、考え、いじめ防止の行動を起こすことができるような主体的な取組を推進する。
- (5) 学校は、いじめ防止や規範意識醸成等のために、法やルールがどのような目的や価値をもっているのかを考えさせる法教育の推進に努める。
- (6) 学校は、いじめ防止のために人権を守る取組を行い、それと矛盾する教職員による体罰については法律により禁止されていることを踏まえ、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚をもち児童生徒の指導にあたる。
- (7) 学校は、いじめ問題解決のための教職員組織を構築し、指導体制を充実する。
- (8) 学校は、いじめ問題に関する校内研修を企画・実施する。

## 2 学校いじめ防止基本方針

- (1) 学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、全教職員が共通理解のもと、いじめ防止に向けた取組を推進する。
- (2) 学校は、「学校いじめ防止基本方針」を定期的に見直し、適宜改定を行う。
- (3) 学校は、毎年度当初、「学校いじめ防止基本方針」について、児童生徒、保護者、地域等に説明する。

## 3 学校対策組織

- (1) 学校は、校長の指示のもと学校対策組織を中心に学校全体でいじめ防止に取り組む。
- (2) 学校対策組織は、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭等複数の教職員で構成する。なお、必要に応じて外部専門家（スクールカウンセラー、学校医、民生児童委員等）を招聘する。

## 4 いじめへの対処

- (1) 学校は、いじめの早期発見のための定期的な調査を実施する。
- (2) 学校は、いじめ問題の対処のため、学校対策組織を中心に対応にあたる。
- (3) 学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると認知したときには、速やかにいじめの有無を確認し、その結果を教育委員会に報告する。
- (4) 学校は、いじめを認知した際には、ただちにいじめをやめさせ、再発を防止するために、複数の教職員によっていじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、及びいじめを行った児童生徒に対する指導並びにその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (5) 学校は、いじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じる。
- (6) 学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こらないよう配慮する。
- (7) 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときの対応について、日頃から保護者に周知を図り理解を得ておく。
- (8) 学校は、客観的な事実に基づいた記録を正確かつ詳細に残し、指導に反映させる。
- (9) 学校は、いじめの対処について、「事故等報告書」等を提出するなどにより、教育委員会へいじめ事案発生から解決に向けた取組の詳細を報告する。

## 5 家庭・地域との連携等

- (1) 学校は、いじめ問題について、PTAや地域の関係団体等とともに協議する機会を設ける。
- (2) 学校は、学校いじめ防止基本方針やいじめ防止等の取組について、学校だよりやホームページ等により公表し、保護者や地域の理解を得よう努める。

## 第4 重大事態への対処

### 1 学校の対処について

- (1) 学校は、いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大事態が生じた疑いがあると認められる場合には、学校対策組織において速やかに調査を行う。
- (2) 学校は、重大事態が発生した際には、教育委員会に速やかに報告する。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、きのくに学校警察連絡制度の活用並びに海南警察署に通報を行い、援助を要請する。
- (3) 学校は、重大事態の調査結果を踏まえ、重大事態への対処及び再発防止のために必要な措置を講じる。

### 2 教育委員会の対処について

- (1) 教育委員会は、重大事態が発生した疑いがあると認められる場合は、速やかに調査を行う。
- (2) 教育委員会は、重大事態が発生した場合には、学校サポートチームを編成し、速やかに関係者に対し支援を行う等、事態の対処にあたる。
- (3) 学校サポートチームは、いじめ対策チーム、警察関係者、福祉関係者、医師等より編成する。
- (4) 教育委員会は、重大事態が発生した場合には、その旨を市長に報告する。
- (5) 教育委員会は、重大事態の調査結果を踏まえ、重大事態への対処及び再発防止のために必要な措置を講じる。

#### ※ 重大事態（法第28条 等）

- |  |
|--|
| 一 いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき   |
| 二 いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  |
| ・ 第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、例えば、<br>○児童生徒が自殺を企図した場合      ○身体に重大な傷害を負った場合<br>○金品等に重大な被害を被った場合      ○精神性の疾患を発症した場合<br>などのケースが想定される。 |
| ・ 第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。   |
| ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。  |

## 第5 いじめ問題の調査並びに取組の評価・検証

- 1 学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会並びに保護者に報告する。
- 2 教育委員会は、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努める。

# 資料

## 問題行動報告書

 は当該を  にすること

学校名						<input type="checkbox"/> 第 回報告	<input type="checkbox"/> 完結
問題行動	<input type="checkbox"/> 暴力行為（被害程度： ） <input type="checkbox"/> いじめ（ <input type="checkbox"/> いじめの疑い <input type="checkbox"/> 重大事態等） <input type="checkbox"/> 自損行為 <input type="checkbox"/> その他（内容： ）						
発生日時	平成 年 月 日（ 曜日） 午前・後 時 分ころ						
発生場所	<input type="checkbox"/> 学校内（ ）			<input type="checkbox"/> 学校外（ ）			
区分	<input type="checkbox"/> 授業中（科目等： ） <input type="checkbox"/> 特別活動（ ） <input type="checkbox"/> 部・課外活動（ ） <input type="checkbox"/> 休憩時間 <input type="checkbox"/> その他（ ）			<input type="checkbox"/> 登校時 <input type="checkbox"/> 下校時 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
当事者	氏名		男・女	歳	年 組	保護者名	
相手方	氏名		男・女	歳	年 組	保護者名	
	特記事項						
発生状況 （経過・ 原因等 具体的に）							
学校の 措置状況							
今後の課題 と対応方針							
特記事項							
連絡先	担当者 職・氏名				電話番号		

上記のとおり、問題行動を認知したので、報告します。

平成 年 月 日

学校長名



## いじめ防止対策推進法の公布について（通知）

25 文科初第 430 号  
平成 25 年 6 月 28 日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿  
各私立高等専門学校を設置する学校法人の長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた  
各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
布村 幸彦  
文部科学省高等教育局長  
板東 久美子

### いじめ防止対策推進法の公布について（通知）

このたび、第 183 回国会（常会）においていじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が成立し、平成 25 年 6 月 28 日に、平成 25 年法律第 71 号として公布されました。

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものであり、公布の日から起算して 3 月を経過した日から施行することとされております。

今回公布された法においては、国に対し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）の策定を求めているとともに、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針（以下「地域いじめ防止基本方針」という。）の策定に努めるよう求め、また、学校に対しては、いじめ防止基本方針又は地域いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等について規定しております。

文部科学省においては、今後、法に基づき、いじめ防止基本方針の策定をはじめとして、いじめの問題に関する対策の総合的な策定と実施を一層推進してまいります。

各関係機関におかれては、法の意義を御理解の上、いじめの問題に取り組むに当たって格別の御協力を賜るようお願いいたします。

なお、この法については、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において附帯決議が付されております。

都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の学校、域内の市区町村教育委員会及び市町村長に対して、都道府県知事にあつては所轄の私立学校、学校法人及び公立大学法人の設置する公立高等専門学校に対して、国立大学法人学長にあつては設置する附属学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長にあつては、設置する国立高等専門学校に対して、各私立高等専門学校を設置する学校法人の長にあつては、設置する私立高等専門学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては認可した学校に対して、周知方お願いします。

## いじめ防止対策推進法

### 目次

第一章	総則（第一条—第十条）
第二章	いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）
第三章	基本的施策（第十五条—第二十一条）
第四章	いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
第五章	重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
第六章	雑則（第三十四条・第三十五条）
附則	

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

#### （基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### （いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

#### （国の責務）

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

#### (学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### (保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

#### (財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 いじめ防止基本方針等

#### (いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### (地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

#### (学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### (いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

### 第三章 基本的施策

#### (学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

#### (いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

#### (関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

### (インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

### (いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

### (啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

## 第四章 いじめの防止等に関する措置

### (学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### (いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

#### (学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

#### (校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

#### (出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

#### (学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

## 第五章 重大事態への対処

#### (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### (国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### （公立の学校に係る対処）

- 第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
  - 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
  - 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
  - 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

#### （私立の学校に係る対処）

- 第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
  - 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

- 第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
  - 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
  - 5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、

「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

#### (文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

## 第六章 雑則

#### (学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

#### (高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

#### (検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

## 理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。